

## 問8 国と国以外の者の共有に係る出願（四法共通）

国と国以外の者の共有に係る出願の手数料等について教えてください。

答： 国（国とみなされる者を含む。この間において同じ。）以外の共有者の持分の割合に応じた手数料を払っていただきます（10円未満の端数は切り捨てます。）。その際には、手続書面に【持分の割合】の欄を設けて、国以外の者の持分の割合を記載するとともに持分を証明する書面の提出（※）が必要となります。ただし、既に持分を証明する書面を提出している場合において、その事項に変更がないときは、その旨を申し出て提出を省略することができます。

※特許関係の手続については、持分を証明する書面の提出を省略することができます（特許法施行規則第27条第3項ただし書、同条第4項ただし書）。

### （参考）

1. 次の手続の手数料並びに特許料及び若しくは登録料が対象となります。

#### ◆特許関係

- ① 特許出願
- ② 外国語書面出願
- ③ 先願参照出願の明細書及び必要な図面の提出
- ④ 国内書面の提出（特184条の5）
- ⑤ 検査の申し出（特184条の20）
- ⑥ 特許権の存続期間の延長登録の出願
- ⑦ 期間延長の請求（手数料令1条2項表7号）
- ⑧ 期間延長の請求（手数料令1条2項表8号）
- ⑨ 出願審査の請求  
※自己の出願に対するものに限る。
- ⑩ 誤訳訂正書の提出（明細書、特許請求の範囲又は図面の補正）
- ⑪ 拒絶査定不服審判の請求又はこの審判の確定審決に対する再審の請求
- ⑫ 特許の無効の審判の規定による審判の確定審決に対する再審の請求  
※自己の権利に係るものに限る。
- ⑬ 訂正審判の請求又はこの審判の確定審決に対する再審の請求
- ⑭ 確定した取消決定（異議申立）に対する再審の請求  
※自己の権利に係るものに限る。
- ⑮ 特許権の存続期間の延長登録の拒絶査定に係る審判の請求又はこの審判の確定審決に対する再審の請求
- ⑯ 特許権の存続期間の延長登録の無効に係る審判の確定審決に対する再審の請求  
※自己の権利に係るものに限る。
- ⑰ 明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の請求
- ⑱ 特許料の納付

◆実用新案関係

- ① 実用新案登録出願
- ② 国内書面の提出（実 48 条の 5）
- ③ 検査の申し出（実 48 条の 1 6）
- ④ 期間延長の請求（手数料令 2 条 2 項表 4 号）
- ⑤ 実用新案技術評価の請求  
※自己の権利・出願に係るものに限る。
- ⑥ 明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正
- ⑦ 実用新案登録の無効の審判の確定審決に対する再審の請求  
※自己の権利に係るものに限る。
- ⑧ 実用新案登録料の納付

◆意匠関係

- ① 意匠登録出願
- ② 拒絶査定不服審判の請求又はこの審判の確定審決に対する再審の請求
- ③ 補正の却下の決定に対する審判の請求又はこの審判の確定審決に対する再審の請求
- ④ 意匠登録の無効の審判の確定審決に対する再審の請求  
※自己の権利に係るものに限る。
- ⑤ 意匠登録料の納付

◆商標関係

- ① 商標登録出願
- ② 防護標章登録出願・防護標章登録の更新登録出願・重複登録商標の更新登録出願
- ③ 期間延長の請求（手数料令 4 条 2 項表 3 号）
- ④ 商標権の分割の申請請求
- ⑤ 拒絶査定不服審判の請求又はこの審判の確定審決に対する再審の請求
- ⑥ 補正の却下の決定に対する審判の請求又はこの審判の確定審決に対する再審の請求
- ⑦ 商標登録（防護標章登録を含む。）の無効の審判の確定審決に対する再審の請求  
※自己の権利に係るものに限る。
- ⑧ 確定した取消決定（異議申立）に対する再審の請求  
※自己の権利に係るものに限る。
- ⑨ 商標登録の取消しの審判の確定審決に対する再審の請求  
※自己の権利に係るものに限る。
- ⑩ 商標登録料の納付・防護標章更新登録料の納付・重複登録商標の更新登録料の納付
- ⑪ 商標権存続期間の更新登録の申請

## 2. 提出書類の表示方法と証明書について

- ① 手続書面に、【持分の割合】欄を設け「○／○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載します。
- ② 持分を証明する書面（持分契約書、持分記載のある譲渡証書等）を提出する場合は、書面又は電子特殊申請で行ってください。

オンラインで出願や名義変更届等の手続を行った場合には、書面又は電子特殊申請によって「手続補足書」に持分を証明する書面を添付して提出します。

なお、証明書が当該事件に対して既に特許庁に提出されており、その内容に変更がないときは、その旨を申し出て提出を省略することができます。

3. 国と国以外の共有に係る出願について、持分の割合の記載及び証明書の添付がなく、出願時に手数料100%を納付した後に、自発補正により、国以外のすべての者の持分の割合を補正（手続書面への記載と持分を証明する書面の提出）することもできます。

ただし、この補正は、過誤納による返還請求について特許法第195条12項により納付した日から1年以内と規定していることから、出願から1年以内（出願係属中に限る。）に限られます。

4. 国と民間の共有の出願について、出願審査請求書を国単独で手続した場合には、特許法第195条4項が適用され、審査請求料は無料となります（実用新案技術評価の請求も同様。）。

なお、審査請求後に補正により請求項を増加する場合は、当該手続補正書を国単独で手続した場合であっても、手続補正書提出時の国以外のすべての出願人の持分の割合により手数料を納付します。

また、審判請求後に請求項を増加する補正をする場合の審判請求料及び審査請求料、並びに商標の区分の数の増加を伴う補正をする場合の出願手数料及び審判請求料についても手続補正書提出時の国等以外のすべての出願人の持分の割合により手数料を納付します。